

浄化槽補助金のご説明

浄化槽補助金（那須塩原市浄化槽設置整備事業補助金）を受けるには、市への申請が必要となります。内容を確認のうえ申請されますようお願いいたします。

1. 補助金を受けるための条件

- ・ 那須塩原市内の住宅に新たに合併処理浄化槽を設置される方
- ・ 浄化槽工事を始める前に補助金交付申請書を上下水道部管理課へ提出し、承認を受けてから工事を開始すること
- ・ 浄化槽が設置される住宅が完成した後、申請者がすみやかに住民票を異動して、実際に住むことが出来る方
※別荘等については、補助金は交付されません。
- ・ 市税及び水道料金等に滞納がない方
- ・ 那須塩原市の補助金を利用して整備した浄化槽の更新ではないこと

2. 補助金額

区分	住宅の床面積	補助金額
5人槽	130㎡以下	332,000円
7人槽	130㎡を超える	414,000円
10人槽	2世帯住宅	548,000円

※ 住宅の建替えや増改築を伴わず、単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を合併処理浄化槽へ入れ替える方には、加えて敷地内の配管工事費（敷地内処理装置を含む）を上限30万円補助します。（単独処理浄化槽等撤去費補助金の申請を同時に行うことが要件です。申請できない事情があればご相談ください。）

3. 補助金の申請手続

- ・ 補助金の申請書等の手続は、(一社)栃木県浄化槽協会への手続や浄化槽本体の資料等を申請書に添付する必要があるため事業者（住宅メーカー・浄化槽工事業者・浄化槽メーカーなど）が御本人の代理で申請手続を行なう場合がほとんどです。補助金の申請手続については、事業者にご相談してください。

4. その他

浄化槽設置届出書提出の際、処理対象人員算定基準の但し書きを適用したい場合、事前に市上下水道部管理課に御相談ください。

【お問い合わせ】

那須塩原市上下水道部管理課 給排水係
電話：0287-37-5213